

安全・安心 情報

Safety and security
information

◎問い合わせ
総務課
☎23-7183

「サポート詐欺」にご用心！

インターネットを閲覧中に、ウイルス感染の警告と合わせてサポート窓口の案内が表示されたことはありませんか。これは、利用者の不安をあおり、偽のサポート窓口で電話をかけさせて金銭をだまし取る詐欺の手口です。

電話の相手は、ウイルス除去のサポート費用を請求してきたりソフトなどの購入を勧めてきたりしますが、絶対に応じてはいけません。万が一支払ってしまったときは、すぐにカード会社などに連絡しましょう。

警告音が鳴り続け、画面を閉じることができない場合は、パソコンを再起動してください。偽の警告画面はウイルス感染の有無に関わらず表示されます。不安なときは、最寄りの警察署に相談ください。



◎ あなたの年代は？（○をつけてください）

10代 ・ 20~30代 ・ 40~50代 ・ 60代以上

◎ 12月号で特に興味を持ったページのタイトル

◎ 12月号を読んだのわたしの一言

◎ 今後、取り扱ってほしい記事

ご協力ありがとうございました。

※応募者の個人情報は、当選者発表と商品発送、質問などの回答以外には利用しません

地域おこし 協力隊だより

Vol.04

移住・定住サポートセンター
長沢 章浩 さん



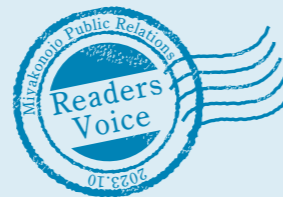
気軽に相談ください

移住・定住をマルチにサポートしたい

かねてより温暖な地域での暮らしに憧れていて、人も気候もあたたかい都城に魅力を感じ、新潟県三条市から移住してきました。これまで営業やサービス業などさまざまな職種を経験し、農業資材を扱う仕事に携わっていた際に野菜ソムリエの資格を取得。都城には豊かな水と肥沃な土壌で育ったおいしい野菜がたくさんあり、暮らしの楽しみになっています。

現在は移住・雇用促進プロモーターとして、本市への移住を検討している人に対し、支援制度や雇用の案内などを行っています。移住者ならではの視点で不安な気持ちに寄り添い、本市の魅力を伝えることができるのは自分の強みです。安心して移住してもらえるよう、これまでの経験をフル活用してサポートしていきたいです。

◎問い合わせ 移住・定住サポートセンター ☎23-2542



読者のお便り

10月号に寄せられた皆さんからのご意見を、今後の広報紙に生かしていきます。

子どもを産み育てることに後ろ向きな時代ですが、「3つの完全無料化」や「病児保育の利用助成」で安心して未来を考えていきます。
(LINE投稿 じゃんこ先生さん)

市立図書館来館者数500万人突破おめでとうございます！本を借りたり、調べ物をしたり、勉強したり、家族みんなで利用しています。
(LINE投稿 みおいつさん)

食品ロス削減の記事を読んで、すぐに自宅の食品を整理しました。賞味期限が近い食材から使うように、早速実践してみます。
(一万城町 K・Mさん)

都城を離れて早半年。久しぶりに広報紙を読みました。イベントや取り組みが充実していて「都城はやっぱりいいな」と思いました。
(鹿児島県 テクノさん)

点線に沿ってお切りください(郵便はがきで送ってください)

1月は償却資産の申告月です

事業を営んでいる人(事業主)は、1月1日現在の償却資産の所有状況について申告が必要です。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124



市ホームページ

固定資産税の「償却資産」とは

土地や家屋以外で事業用に使われる資産のことです。事業のために使用する構築物や機械、器具、車両、備品などが償却資産に当たり、課税の対象となります。

対象外となる資産

自動車税や軽自動車税の対象車両や家屋として課税の対象となる資産などは対象外です。

申告の方法

- 申告の対象となる事業主の例
 - ・ 病院や建設業、工場などを経営している
 - ・ 商店や飲食店、理・美容室などを経営している
 - ・ 農林畜産業を営んでいる
 - ・ アパートや貸家、駐車場の賃貸を行っている
 - ・ 市内に太陽光発電設備を設置し、売電事業を行っている

● 対象となる償却資産は1月末までに全て申告ください

事業を廃業したなどの理由で、償却資産を所有しなくなった場合も、必ず申告ください。

建物の新築・増築・取り壊しの届け出

建物の新築などの届け出・固定資産の減額制度

建物を新築や増築、取り壊した際には、届け出が必要です。また、住宅を省エネや耐震などのために改修した場合、条件を満たすことで固定資産税を減額する制度があります。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

● 対象となる建物

住宅や店舗、事務所、病院、工場、倉庫などの建物。面積にかかわらず、要件を満たしている建物は届け出が必要。

● 対象となる行為

【建物を終了した建物】
工事が終了した建物は、現地調査を行います。以前に建築されたものでも未調査の建物は、調査が必要です。早めに連絡ください。

【建物を取り壊したとき】

一部取り壊しも含め、建物を取り壊したときは必ず連絡ください。
※取り壊しの連絡がない場合、そのまま課税されることがあります

固定資産税の減額制度

申告した翌年度分のみ、各基準に該当した工事種別に応じて減額します。

● 住宅の要件

● 省エネ改修 平成26年4月1日以

前に建てられた住宅

- 耐震改修 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
- バリアフリー改修 新築された日から10年以上経過した住宅

※65歳以上の人や要介護・要支援認定者、障がい者の居住する住宅が対象

● 長期優良住宅化改修 省エネ改修工事または耐震改修工事によって長期優良住宅の認定を受けた住宅



※賃貸住宅は、耐震改修を除き減額の対象外。建物の床面積など詳しい要件は、市ホームページを確認ください

● 申請方法

改修後3カ月以内に、領収書や改修工事前後の写真などを添付した申請が必要です。

※内容により添付書類が異なります。詳しくは、着工前に連絡ください